

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和6年12月27日付け北海道立総合研究機構告示第29号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小 高 咲

2 入札に付する事項

（1）調達をする物品等の名称及び数量

自動車 26台（一式）

（2）調達をする物品等の仕様等

別紙仕様書による。

（3）契約期間 令和7年9月1日（月）から令和12年8月30日（金）まで

なお、この契約は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年3月31日北海道条例第12号）を準用する、長期継続契約案件である。

この契約に要する経費の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

（4）納入場所

別紙自動車納入場所一覧のとおり

（地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）出先15箇所）

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（1）令和6年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の購入（物品の購入の資格のうち、資格の種類別に区分した分類31（賃貸借 自動車）の資格を有すること。

（2）北海道及び道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（3）暴力団関係事業者等であることにより、北海道及び道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（4）当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

（5）当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

（1）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の（4）及び（5）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年12月27日（金）から令和7年1月24日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
郵送可

ウ 書類の提出先 郵便番号060-0819 札幌市北区北19条西11丁目
地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部財務グループ

（2）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西11丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部財務グループ

6 入札執行の場所及び日時

（1）入札場所 札幌市北区北19条西11丁目

北海道総合研究プラザ 1階セミナー室1

（2）入札日時 令和7年2月5日（水） 14時30分

郵送等による場合は、前日17時までに必着。

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、道総研のホームページに記載するメールアドレスあてにメールで請求することができる。

10 郵送等による入札の可否

認める。

11 落札者の決定方法

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第19条第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（単価）が、取扱規則第10条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、1回目の入札で落札者がいない場合は再度入札をする。

また、競争入札が不調で終了したときは、取扱規則第28条第1項第5号により随意契約とし、入札参加者のうち最低の価格（1月当たりの単価及び入札総価額）をもって入札した者から見積書を徴する。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道及び道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部財務グループ

イ 所在地 郵便番号060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

ウ 電話番号 011-747-2798（直通）

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合にあっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) この入札説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。